| | | | |
|---|---|---|---|
| 津地方法務局伊賀支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 津地方法務局松阪支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 津地方法務局伊勢支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 津地方法務局阿児出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 津地方法務局熊野支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 津地方法務局尾鷲出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月二日 | |
| 広島法務局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局海田出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局可部出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局廿日市支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局東広島支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局呉支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局竹原支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局尾道支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局三原出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局福山支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 広島法務局三次支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局南出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局北出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局西出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局白石出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局江別出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局恵庭出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局岩見沢支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局滝川支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局室蘭支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局苫小牧支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局日高支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局小樽支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |
| 札幌法務局倶知安支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十一月三十日 | |

**附　則**

この告示は、平成二十一年九月二十九日から施行する。

## ○法務省告示第四百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十九日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表有限会社町田工業の項中「有限会社町田工業」を「株式会社町田工業」に、「鉄筋施工、型枠施工」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社久満製作所 | 東京都東大和市桜が丘二丁目二百七番地の六 | 機械加工 |
| 株式会社エヌテック | 広島県尾道市因島重井町五千八百番地百二十七 | 溶接 |

## ○法務省告示第四百五十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十一年九月二十九日

法務大臣　千葉　景子

住所　千葉県成田市加良部１丁目２番地１
グエン・ティ・トゥ・フン　昭和53年７月25日生

住所　群馬県太田市高林北町1941番地５
ファン・ティ・ミン・トラン　昭和56年５月14日生

住所　群馬県伊勢崎市三室町5939番地２
ファン・ティ・クィン・トラム　昭和59年12月16日生

住所　北海道小樽市銭函１丁目36番30号
ゴルブノフ・ドミトリ・セルゲービッチ　昭和49年６月９日生

住所　千葉県四街道市美しが丘１丁目３番５―102号
陳明珠　昭和36年９月３日生

住所　浜松市中区住吉４丁目13番13号
周敦史　昭和61年10月27日生

住所　奈良県五條市二見５丁目１番９号
謝忠霖　昭和56年１月３日生

住所　大阪府東大阪市岸田堂西１丁目２番７号
魏穎君　昭和41年11月15日生

住所　東京都江東区東陽７丁目２番34―805号
徐志勇　昭和34年２月８日生

関立　昭和42年６月30日生

住所　横浜市鶴見区梶山２丁目35番18号
林筱婷　昭和58年８月18日生

住所　奈良県北葛城郡広陵町馬見南４丁目１番16―207号
車祐和　昭和58年７月12日生

住所　愛知県清須市清洲田中町106番地２
マルシア・メンデス・ナカヤマ　昭和52年８月25日生
リヤン・ナカヤマ・モタリ　平成19年６月29日生

住所　東京都江戸川区東小岩６丁目４番７号
蔡國訓　昭和33年８月21日生

林玉珠　昭和31年８月26日生

蔡崇永　昭和58年10月10日生

蔡崇皓　昭和63年８月24日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目16番10号
ミヨコ・イダ　昭和19年10月４日生

住所　東京都世田谷区下馬３丁目８番８号
韓瑩　昭和53年11月１日生

## ○法務省告示第四百四十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十一年十月一日から効力を生ずる。

平成二十一年九月二十九日

法務大臣　千葉　景子

東京法務局所属　杉本　一重
広島法務局所属　廣永　伸行